

平和給食センター整備・運営検討調査業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

本業務は、豊田市（以下「本市」という。）の既存の平和給食センターについて、移転、新築し、（公財）豊田市学校給食協会が運営を行うことを前提として、最適な整備手法を検討し、その事業スキームの構築、モデルプランの作成、効果及び課題等を整理し、事業の実施可能性について評価することを目的とする。

2 契約の概要

以下の項目について調査及び検討を行い、報告書を作成する。

- （１）施設概要等の整理
- （２）法制上の課題と支援措置の整理
- （３）事業スキームの構築
- （４）モデルプランの作成
- （５）市場調査の実施
- （６）V F Mの算定
- （７）導入方式の評価
- （８）選定手法における課題等の整理

3 提案限度額

14,080,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- （１）公告日において、令和６・７年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は第２項の規定に該当する者でないこと。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （４）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- （５）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 上記（１）に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登録された者。

イ 平成３１年４月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として以下のいずれかの業務履行実績を有する者であること。

- ・ 学校給食センターのＰＦＩ導入可能性調査業務
 - ・ 学校給食センターのＰＦＩ事業アドバイザリー業務
- （それぞれ１件当たり税込金額 700 万円以上）

(8) 本業務には業務担当責任者、主任担当者及び照査者を配置し、全員が平成３１年４月以降に、以下の業務実績のいずれかを有すること（本社、支店を含める。）。

- ・ 学校給食センターのＰＦＩ導入可能性調査業務
- ・ 学校給食センターのＰＦＩ事業アドバイザリー業務

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

3月17日（月）	業者選定審査会による方式の決定
3月25日（火）	事業実施の公告、公表、公募の開始
3月25日（火）	業務説明資料等の交付開始
4月 7日（月）	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
4月 8日（火）	参加資格確認通知書の送付
4月11日（金）	質問の回答期限
4月18日（金）	提案書等の提出期限
4月25日（金）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
4月28日（月）	選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始
5月26日（月） 予定	業者選定審査会による業者の決定
6月 4日（水） 予定	見積徴取
6月12日（木） 予定	契約締結

(2) ヒアリング

- ア 日時 4月25日(金) 午前9時から午後5時までのうち指定する25分間
- イ 場所 豊田市役所 東53会議室(東庁舎5階)
- ウ 備考
- ・提出された企画書等に基づき1社25分(説明10分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引続き選考委員会を実施する。
 - ・ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員

委員長	教育部	副部長	熊谷 明典
委員	学識経験者	(公財)名古屋まちづくり公社	
		名古屋都市センター 所長	奥野 信宏
	学識経験者	名古屋学芸大学教授	高田 尚美
	企画政策部	資産経営課長	青木 伸介
	教育部	保健給食課長	加藤 世明

7 提案書等の提出書類

提案書は各様式(工程計画、見積書及び積算内訳書を除く。)を使用し、A4サイズに下記内容を記載する。ただし、下記(4)業務実施方針についてはA4サイズ両面6枚以内とする。提出部数は紙媒体で正本1部、副本6部とし、郵送又は持参にて提出する。また、電子データについてもメール又は持参にて提出すること。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこととし、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 提案書(表紙)(様式1)

(2) 業務経歴(様式2)

「4参加資格要件(7)イ」について

(3) 業務担当体制(様式3-1、3-2、3-3)

業務担当責任者、主任担当者及び照査者の資格、経歴、同種・類似業務実績、現在の手持ち業務等

(4) 業務実施方針（事業計画等、本業務への提案や意見）（様式 4-1、4-2）

ア 事業スキームの構築に関する提案（事業手法の評価項目、リスク分担に関する方針等について）

イ モデルプランの作成に関する提案（施設特性等を踏まえた作成方針、作成スケジュール及び体制等について）

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

8 質問書の提出

質問は令和7年4月7日（月）午後5時までに質問書を電子メールにて提出すること。口頭による質問は受け付けない。なお、市は必要と判断した場合に、質問の提出者に電話等でヒアリングを行うことがある。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものを除き、令和7年4月11日（金）に豊田市ホームページ上で公開する。この際、質問者名は公表しない。

9 評価基準

(1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。事務局評価の採点結果と各選考委員評価の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選考する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（150点）【事務局評価】

（ア）企業の業務実績（50点）

（イ）業務担当責任者の実績及び手持ち業務の状況（40点）

（ウ）主任担当者の実績及び手持ち業務の状況（40点）

（エ）業務体制（20点）

イ 業務実施計画等（60点）【選考委員評価】

（ア）特定テーマ① 事業スキームの構築に関する提案（28点）

（イ）特定テーマ② モデルプランの作成に関する提案（28点）

（ウ）事業スケジュールの妥当性（4点）

ウ 価格（50点）【事務局評価】

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

※評価点（500点）＝ア（業務経歴等（150点））＋イ（業務実施計画等（60点）×5人）＋ウ（価格（50点））

(2) 最高得点の者が複数であった場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選考する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選考しない。（最低基準点は各採点項目の中間点の合計 250 点とする。）

10 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (6) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (7) 本業務の履行成績が良好な場合、本業務の契約者と令和8年度に想定している『(仮称) 平和給食センター整備・運営事業発注支援業務委託』について、契約を締結することがある。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市教育委員会 教育部 保健給食課 給食担当
電話 0565-34-6663（直通） FAX 0565-34-6824
E-mail : kyuushoku@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。